

07.42

福島復興再生特別措置法の規定による
手数料等の軽減について（特・商）

1. 軽減の要件と内容

(1) 特許

内閣総理大臣の認定を受けた重点推進計画 ^{注1}（以下「認定重点推進計画」という。）のうち福島復興再生特別措置法第81条第3項第1号に規定する事業 ^{注2}の成果に係る発明又は特許発明（いずれも、当該認定重点推進計画に定められた当該事業の実施期間の終了日から起算して2年以内に出願されたものに限る。）について、自己の特許出願に係る出願審査の請求をする者又は第1年から第10年までの各年分の特許料を納付すべき者が当該事業を行う中小企業者であるときは、出願審査の請求の手数料又は特許料が1/2に軽減される（福島復興再生特別措置法84条、福島復興再生特別措置法施行令39条2項、40条2項）。

(2) 商標

内閣総理大臣の認定を受けた産業復興再生計画 ^{注3 注4}に定められた商品等需要開拓事業 ^{注4 注2}に係る商品又は役務に係る地域団体商標の商標登録について、その事業の実施主体が当該地域団体商標の商標登録を受けようとする者又は登録料を納付すべき者であるときは、その実施期間内に限り、出願手数料、設定登録料又は更新登録料が1/2に軽減される（福島復興再生特別措置法64条1項から6項、福島復興再生特別措置法施行令35条2項、36条2項）。

2. 軽減を受けるための主体要件

(1) 特許

出願審査の請求の手数料及び特許料の軽減を受ける対象となる中小企業者とは、以下のア. からウ. までの場合に、それぞれの要件を満たす者である（福島復興再生特別措置法81条3項1号、中小企業等経営強化法2条1項、中小企業等経営強化法施行令1条）。

ア. 個人事業主

それぞれの業種において、常時使用する従業員数が「表1」の数以下であること。

イ. 法人

それぞれの業種において、常時使用する従業員数が「表1」の数以下であること又は資本金若しくは出資の額が「表2」の額以下であること。

ウ. 組合等

以下のいずれかに該当するものであること。

a. 企業組合

b. 協業組合c. 中小企業等経営強化法施行令第1条第2項において定められたものi) 事業協同組合及び事業協同小組合並びに協同組合連合会ii) 水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会iii) 商工組合及び商工組合連合会iv) 商店街振興組合及び商店街振興組合連合会v) 生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合及び生活衛生同業組合連合会であって、その直接又は間接の構成員の3分の2以上が表1のb. (卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、表1のc.) 又は表2のb. (卸売業を主たる事業とする事業者については、表2のc.) に該当するものvi) 酒造組合、酒造組合連合会及び酒造組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の3分の2以上が表1のa. 又は表2のa. に該当するものvii) 酒販組合、酒販組合連合会及び酒販組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の3分の2以上が表1のb. (酒類卸売業者については、表1のc.) 又は表2のb. (酒類卸売業者については、表2のc.) に該当するものviii) 内航海運組合及び内航海運組合連合会であって、その直接又は間接の構成員たる内航海運事業を営む者の3分の2以上が表1のa. 又は表2のa. に該当するものix) 技術研究組合であって、その直接又は間接の構成員の3分の2以上が上記ア. からウ. b. までに該当するもの (中小企業等経営強化法2条1項1号から7号までに規定する中小企業者)

「表1」

a. <u>製造業、建設業、運輸業他 (以下の業種を除く。)</u>	<u>300人</u>
b. <u>小売業</u>	<u>50人</u>
c. <u>卸売業又はサービス業 (ソフトウェア業、情報処理サービス業及び旅館業を除く。)</u>	<u>100人</u>
d. <u>旅館業</u>	<u>200人</u>
e. <u>ゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)</u>	<u>900人</u>

「表2」

a. <u>製造業、建設業、運輸業他 (以下の業種を除く。)</u>	<u>3億円</u>
b. <u>小売業又はサービス業 (ソフトウェア業又は情報処理サービス業を除く。)</u>	<u>5千万円</u>
c. <u>卸売業</u>	<u>1億円</u>

(2) 商標

商標登録出願の手数料及び商標登録料の軽減を受ける対象となる者は、内閣総理大臣の認定を受けた産業復興再生計画に定められた商品等需要開拓事業に係る商品又は役務に係る地域団体商標の商標登録を受けようとする実施主体であり、商標法第7条の2第1項に規定する組合等である(→01.63)。

3. 申請書に添付する証明書と確認する要件

(1) 特許

軽減に係る申請書に添付すべき証明書は、「表3」の右欄に掲げるものである(福島復興再生特別措置法施行令39条1項、40条1項)。

「表3」

要件	証明書		
	個人事業主	法人	組合等
<u>ア. 認定重点推進計画に基づいて行う福島復興再生特別措置法第81条第3項第1号に規定する事業の成果に係る発明又は特許発明(当該事業の実施期間の終了日から起算して2年以内に出願されたものに限る。)であること(注1)</u>	<u>・認定重点推進計画に基づいて行う福島復興再生特別措置法第81条第3項第1号に規定する事業の成果に係る発明又は特許発明であることを証する書面</u>		
<u>イ. 当該事業を行う者であり、中小企業等経営強化法第2条第1項各号のいずれかに該当する中小企業者であること(注2)</u>	<u>・従業員数を証する書面(雇用保険、労働保険、賃金台帳等の写し等)</u> <u>・主たる事業を確認するための書類(自社パンフレット等)</u>	<u>・資本の額又は出資の総額を証明する書面(定款、法人登記事項証明書又は前事業年度の貸借対照表)又は従業員数を証する書面(雇用保険、労働保険、賃金台帳等の写し等)</u>	<u>・中小企業等経営強化法施行令第1条第2項第5号から第8号に該当する組合等については、資本の額若しくは出資の総額を証明する書面又は従業員数を証する書面</u>

		<p>・主たる事業を 確認するための 書類 (自社パンフレ ット等)</p>	
--	--	--	--

(注1) 当該要件のうち、認定重点推進計画に基づいて行う福島復興再生特別措置法第81条第3項第1号に規定する事業であること及び当該事業の実施期間については、一般財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構が発行する証明書によって確認する。

(注2) 当該要件を満たす者であることの確認は、「表3」の右欄に記載された書面をもとに一般財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構が行い、証明書を発行する。軽減を申請する者は、当該証明書を軽減に係る申請書に添付する。

(2) 商標

軽減に係る申請書に添付すべき証明書は、「表4」の右欄に掲げるものである（福島復興再生特別措置法施行令35条1項、36条1項）。

「表4」

要件	証明書
<u>ア. (1)</u> 商品等需要開拓事業の実施主体であること（注 <u>3-1</u> ）	申請に係る地域団体商標が、認定を受けた産業復興再生計画に定められた商品等需要開拓事業に係る商品又は役務に係るものであることを証する書面
<u>イ. (2)</u> 申請に係る地域団体商標が産業復興再生計画に定められた商品等需要開拓事業に係る商品又は役務に係るものであること	
<u>ウ. (3)</u> 商品等需要開拓事業の実施期間内に出願、設定登録のための納付又は更新登録の申請がされたものであること（注 <u>4-2</u> ）	

（注 3-1）復興庁ホームページ上に公示された認定産業復興再生計画の写しにより、出願人等が認定産業復興再生計画に定められた商品等需要開拓事業の実施主体であることを確認する。

（注 4-2）復興庁ホームページ上に公示された認定産業復興再生計画の写しに

より、商品等需要開拓事業の実施期間を確認し、申請に係る出願、設定登録のための納付又は更新登録の申請が、実施期間内にされたものであることを確認する。

(改訂平成 30-2-7・4-8)

注¹ 重点推進計画とは、福島県知事が、福島復興再生特別措置法第5条に規定する福島復興再生基本方針に即して、再生可能エネルギー源の利用、医薬品、医療機器、廃炉等、ロボット及び農林水産業に関する研究開発を行う拠点の整備を通じた新たな産業の創出及び産業の国際競争力の強化に寄与する取組その他先導的な施策への取組の重点的な推進に関して作成する計画であり、内閣総理大臣の認定を申請することができる（福島復興再生特別措置法81条1項）。

注² 福島復興再生特別措置法第81条第3項第1号に規定する事業とは、廃炉等、ロボット、農林水産業その他の分野における技術の高度化に関する研究開発を行う事業であって、新たな産業の創出に寄与するもの（中小企業者が行うものに限る。）をいう。

注³ 産業復興再生計画とは、福島県知事が、福島復興再生特別措置法第5条に規定する福島復興再生基本方針に即して、復興庁令で定めるところにより、原子力災害による被害を受けた産業の復興及び再生の推進を図るために作成する計画であり、内閣総理大臣の認定を申請することができる（福島復興再生特別措置法61条1項）。

注¹ 産業復興再生計画とは、福島県知事が、福島復興再生特別措置法第5条に規定する福島復興再生基本方針に即して、復興庁令で定めるところにより、原子力災害による被害を受けた産業の復興及び再生の推進を図るために作成する計画であり、内閣総理大臣の認定を申請することができる（福島復興再生特別措置法61条1項）。

注⁴ 商品等需要開拓事業とは、福島における地域の名称又はその略称を含む商標の使用をし、又は使用をすると見込まれる商品又は役務の需要の開拓を行う事業であって、福島地域の魅力の増進に資するものをいう（福島復興再生特別措置法61条2項3号ロ）。

注² 商品等需要開拓事業とは、福島における地域の名称又はその略称を含む商標の使用をし、又は使用をすると見込まれる商品又は役務の需要の開拓を行う事業であって、福島地域の魅力の増進に資するものをいう（福島復興再生特別措置法61条2項3号ロ）。